

## 学校施設開放の方針に係る論点

### 1. 学校施設開放の方針について

本事業では文化部活動の地域移行を検討するにあたって、地域に向けた体制構築や環境整備に関する情報を取りまとめている。その際、活動場所を持続的に確保することは、非常に重要であると考えられる。

地域での文化部活動の活動場所として、多くの団体が学校施設を利用することが想定される。学校施設を地域住民等に開放する場合、児童生徒等の安全を十分に守り、かつ児童生徒等の活動と地域住民の活動がそれぞれ円滑に行われるよう、運営を管理する必要がある。そのため、学校施設を地域での文化部活動の活動場所として活用するために、どのような運営上のルールを設定し、どのように関係者間の十分な合意のもとで運用を行うべきかについて、本事業にて議論し、学校施設開放の方針として取りまとめたい。

### 2. 学校施設開放の方針の作成方法

以下の方法により、学校施設開放の方針を作成する。なお、本事業で実施するアンケート調査にて、全国の学校施設開放の方針の作成状況を調査中である。

- これまでの取材対象とした地域等を中心に、複数の事例（足立区、川崎市、静岡市、つくば市、広島市、横浜市）を項目ごとに比較し、論点を抽出する。
- 各論点について本検討委員会にて議論を行う。**【本検討委員会にて実施】**
- 議論をもとに、学校施設開放の方針の例を作成する。

### 3. 学校施設開放の方針に係る論点

以下の論点について、ご議論いただきたい。また追加すべき論点、参照すべき事例等があればご教示いただきたい。

#### 3.1 学校施設開放の趣旨

- 学校施設開放の利用目的を市民のスポーツ活動に限定するのではなく、文化系の活動も対象とする必要があるのではないか。
  - 関係法において、学校は学校教育上支障のない範囲で学校施設を社会教育のために利用するように努めなければならないと定められている。
  - 利用目的をスポーツ活動に限定している地域と、文化活動を含めた生涯学習の振興を目的としている地域があった。
  - 「スポーツ振興」の所管課が学校開放事業を担当している地域では、利用目的がスポーツ活動に限定されている例があった。利用目的をスポーツ活動に限定している地域において文化系活動を対象に含めるためには、文化所管部署・学校所管部署からの働きかけや部署間の連携が必要ではないか。

- ✓ 学校教育などの支障のない範囲内において、市民の地域におけるスポーツを中心とした利用に供する。(静岡市)
- ✓ 学校は生涯学習の振興を図るため、学校教育や部活動に支障がなく、近隣住民への迷惑がない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として施設を開放する。(横浜市)

### 3.2 運営体制

- 各学校単位で学校施設開放事業の主体となる運営委員会を設置し、会議において運営ルールの明確化や利用者間の調整、関係団体の合意形成を行うべきではないか。

- ✓ 学校等毎に学校施設開放運営委員会（以下委員会とする）を設置する。委員会はPTA、青少年団体、青少年指導員、スポーツ推進委員、地域住民代表、学校教職員等により構成される。体育館、校庭、特別教室の有効活用事業を担当し、運営委員会を中心に利用団体の相互協力によって運営し、利用団体の相互協力によって運営する。会計処理、領収書、団体名簿、利用申込書、報告書等の管理、教育委員会へ提出する資料の作成などを、開放指導員と分担しながら運営する。運営委員会を年3回以上開催し、課題の解決、ルール・マナーの確認、情報交換などに努める。利用調整会議を定期的に開催（年3回～12回）、利用を希望する地域団体が参加して利用状況の調整を行う。(川崎市)

### 3.3 利用者

- 利用者は、運営委員会により管理・把握すべきではないか。
- 利用対象者の条件をどのように設定すべきか。例えば、法人格をもたない団体や個人は利用対象者とすべきか。また、居住地、活動人数、活動頻度に条件を設けるべきか。

- ✓ 利用対象は、開放校の学区内又は近隣地区に、居住・勤務する方による団体で、クラブが認めた団体である。学校開放は、市民利用施設と異なり、地域の方を対象とする。団体として組織されていない個人での利用は、対象外とする。(横浜市)
- ✓ 1) 成人の指導者を有する団体、2) 定期的にスポーツ活動を行う団体、3) 原則、学区に居住し又は通勤・通学する者で主に組織され、概ね10人以上の団体(広島市)
- ✓ 1) 構成員が10名以上いること、2) 構成員の内、5名以上が登録希望校の学校開放区域に在住・在勤・在学中であること、3) 代表者が20歳以上であること、4) 宗教活動または営利活動を目的としないこと、5) 会計内容が明らかになっていること、6) 会則を備えていること(足立区)

- 営利団体の利用を一律で禁止すべきか。
  - 例えば、指導者が自ら代表者となって月謝等を徴収している場合や指導者がその徴収金で生計を立てている場合は利用対象外としている例もあるが、地域部活動での利用を想定した場合にどのような規定とすべきか。

- ✓ 団体名を変え、同じ構成員で**複数校に登録**し利用している場合は利用不許可とする。(足立区)

### 3.4 利用方法

- 地域移行した文化部活動の優先順位をどのように考えるべきか。

- ✓ 荃崎地区文化・スポーツクラブでは、参加者が本校の生徒または将来的に本校の生徒になる可能性のある小学生であるため、学校施設開放による利用ではなく、学校長の許可による利用と位置付け、**他の市民活動より優先**して学校施設利用を許可している。(つくば市)

- 継続的な利用や公平な利用の調整を行うため、利用者団体及び運営組織で協議の場を設け、一定期間内に1団体が利用できる回数を決定する工夫を行うべきではないか。

- ✓ 利用調整会議を定期的に開催し(年3回~12回)、利用を希望する地域団体が参加する。特定の団体に利用が偏らないように、**1か月間に1団体が利用できる回数を決める**工夫をすること。新たな利用を希望する団体があつた場合、本会議で調整する。(川崎市)

### 3.5 費用負担の在り方

- 地域移行した文化部活動の利用においては、学校施設を利用する場合には電気代等の使用実費のみの負担、または施設利用に使用料を設定する場合は安価な設定とすべきではないか。減免対象団体とすることは考えられるか。

- ✓ **電気料金の使用実費を負担**する。(広島市)
- ✓ 体育館の利用では**使用料を負担**する(1時間単位。半面の利用は全面利用の半額)。利用時間に端数がある場合は、切り上げて1時間分の使用料を支払うか、複数回分の利用では総利用時間として申請する。使用料は、学校の電気代・水道代や事務経費相当額をもとに学校ごとに設定する。(川崎市)
- ✓ 団体種別によって**使用料が免除**になる場合がある。(免除対象:少年団体、高齢者団体、障がい者団体地域団体、総合型地域クラブ)(つくば市)

### 3.6 対象日時

- 生徒を対象とした地域クラブの活動においても、部活動ガイドラインに示されている活動時間内での施設利用を推奨するべきではないか。
- 学校の教育活動で利用しない施設については、夕方・夜間だけでなく、放課後の利用を認めることはできないか。

が挙げられていた。

- ▶ 体育館や校庭、武道館等の施設は場所が教室と物理的に離れているため、安全管理がしやすく、開放が進んでいる。一方、特に文化系の活動では特別教室や一般教室を開放することで、活動場所の確保がしやすくなる。また、空き教室についても、学校施設の有効活用の観点から活用できないか。

- ✓ 市立学校の屋外体育施設及び屋内体育施設並びに附帯する設備（つくば市）
- ✓ 小学校、高等学校、特別支援学校の校庭・テニスコート、体育館、武道館、**特別教室（音楽室、美術室、多目的室など）**（横浜市）

- 学校開放の対象校や対象施設の指定において、教育委員会は関与すべきか。

- ✓ 学校（学校長）は学校施設の使用許可を行う。（横浜市）
- ✓ 教室・多目的室・プールの利用は、**教育委員会が学校長と協議**のうえ指定した学校が対象（足立区）

### 3.8 施設管理

- 教職員の負担軽減のため、教職員の不在時でも施設利用を安全に行えるよう施錠管理方法を明示するべきではないか。

- ✓ 学校から鍵を預かる場合は、クラブは「借用書」を学校に提出する、学校とクラブ双方で「協定書」を結ぶ等、鍵の借用期間、鍵の管理者、返還方法等について明確にした上で、鍵の管理・運用を行う。（横浜市）

- 活動に用いる備品（楽器等）の学校での保管について、学校長の判断により許可できるようにするべきではないか。

- ✓ クラブや登録団体が所有する備品や消耗品（清掃道具、ボール類、石灰など）を**学校に保管することは、原則禁止**。やむを得ず校内に保管する場合は、**学校長の許可が必要**である。この場合、所有者を表記するなど、学校備品との混同を防止すること。（横浜市）

- 楽器等の高価な学校備品の貸し出しについて、条件を付けた上で許可すべきではないか。

- ✓ **学校備品は、学校教育に支障のない範囲で、校長が許可したものを使用可能**。あらかじめ、クラブと学校の双方で、貸与する学校備品の種類、状態、保管場所などを確認する。使用者による破損や故障が生じた場合は、過失であっても原因者負担とする。経年劣化や老朽化による修理や交換（買い替え）に係る費用は、学校運営費（公費）で対応する。（横浜市）

### 3.9 安全管理・責任体制

- 利用者において安全管理の責任者を設けるべきではないか。
- 施設利用時の責任（賠償責任等）は利用者が負うべきではないか。

✓ 使用者は、施設等を故意又は過失によって破損若しくは忘失したときは、これによって生じた**損害を賠償**しなければならない。(つくば市)

- 利用者に対して、スポーツ安全保険等（傷害保険及び損害保険）の保険への加入を義務または推奨とすべきではないか。

✓ ケガや事故に備え、スポーツ安全保険などに加入してください。(任意) (足立区)

✓ スポーツ保険には、各団体員すべてに**必ず加入**すること。(つくば市)

- 利用者個人の管理をどのように行うべきか。どのような取組が考えられるか。

✓ 学校舎内にある音楽室等特別教室では、昇降口での受付、パスカード・名札の着用などにより、不審者の侵入を抑制する対策を講じる。(横浜市)

(以上)